

新型コロナウイルス感染症の感染拡大回避に向けた取組等

本県では、3月下旬に松山市内の繁華街で発生した変異株クラスターによる感染拡大を受け、4月8日から独自の警戒レベルを「感染対策期」に引き上げるとともに、4月25日からは、国から新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第1項によるまん延防止等重点措置の適用も受け、感染拡大の抑え込みに取り組んでまいりました。

しかし、変異株の感染力は想像を超えており、瞬く間に県内各地に拡散し、わずか1か月余りで1,300名を超える陽性者が確認され、高齢者・福祉施設や医療機関、職場内等でのクラスターも多数発生し、陽性者数は徐々に減少傾向にあるものの、いまだ収束の兆しは見ておりません。

今回の大型連休では、感染拡大前の年に比べると、県内の人出は大幅に減少しましたが、県外との往来や県内の移動など一定の人の動きがあり、これまでも、年末年始や年度末・年度初めなど、人の動きが活発になる時期の後、県内の陽性確認数が大幅に増加したことを踏まえ、今後の感染拡大が懸念されることです。

さらに、本県医療のひっ迫度合いは非常に厳しい状況が続いており、一般医療の一部機能をコロナ対応に振り替えて、何とか維持しているのが現状です。

このような中、5月7日開催の政府対策本部会議において、本県の「まん延防止等重点措置」の期間延長が決定され、引き続き5月31日までの間、松山市を重点措置を講じるべき区域とし、松山市以外の市町を含め、県民や事業者の皆さんに対して感染拡大防止に係る措置を要請することとしました。（感染対策期も5月31日まで延長）

関係者の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大を回避するため、引き続き、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

令和3年5月10日

愛媛県知事 中村時広